

山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型（訪問型サービスC）委託業務仕様書

1 委託業務名

山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型（訪問型サービスC）

2 目的

山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「山陽小野田市総合事業」という。）において、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した第1号被保険者（以下「要支援認定者等」という。）に対し、リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、生活機能上の問題・課題及びその背景・原因を把握・評価し、心身の状況や生活環境に応じた日常生活動作、生活機能の改善に向けた相談支援を短期間集中的に行うことで、サービス利用者が要介護状態等になることを予防するとともに、自ら継続して介護予防に取り組み、介護保険サービスを利用しなくても地域で自立した生活が維持できるようにすることを目的とする。

3 対象者

要支援認定者等のうち、地域包括支援センターによる介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）において、短期集中型（訪問型サービスC）（以下「短期集中型」という。）の利用が必要と認められた者（以下「利用者」という。）とする。

4 実施者

以下のすべてを満たす理学療法士又は作業療法士（以下「従事者」という。）を配置している指定介護事業者（以下「受託者」という。）とする。

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、法第8条第4項に規定する訪問看護、法第8条第7項に規定する通所介護、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション等に3年以上従事した経験を有すること。
- (2) 山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第3条第2号オの地域リハビリテーション活動支援事業に従事した経験を有すること。

(従事する見込みも含む)

(3) 市が実施する訪問型サービスC従事者研修を修了していること。

5 実施方法

(1) 利用者の居所及び生活行為の改善を必要とする場所とする。

(2) 実施期間は原則3カ月以内とするが、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合は、最大6カ月まで継続することができる。

(3) 実施回数は概ね週1回とする。

(4) 1回あたりの実施時間は概ね60分とする。

6 実施体制等

山陽小野田市短期集中型（訪問型サービスC）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱のとおりとする。

7 業務内容

(1) 事前調整

地域包括支援センターから短期集中型の実施の依頼があった場合、支援内容、利用者の心身の状況、サービス提供上の留意点等を踏まえ、サービス提供の開始予定時期、実施期間等を調整する。

(2) 多職種連携

地域包括支援センター、受託者、多職種等で行う地域ケア個別会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を活用し、解決すべき課題や目標設定、効果的なサービス提供内容等について検討を行い、支援の方向性を決定する。

(3) サービス担当者会議

利用者、家族、地域包括支援センター職員、受託者等で行うサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）において、利用者の心身の状況や改善可能性、解決すべき課題や目標等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするための調整を行う。

(4) 利用契約の締結

受託者は、短期集中型の実施に先立って利用者との間で利用契約を締結

するものとする。

(5) 事前アセスメント

短期集中型の実施に際して考慮すべきリスクや利用者等のニーズ、居宅生活における生活機能の状況等を把握するため、従事者は、利用者の居宅を訪問し、事前アセスメントを行う。

(6) 個別サービス計画の作成

事前アセスメント及び会議の結果を踏まえ、個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画の対象となる利用者等に分かりやすく説明し、同意を得る。

(7) サービスの提供

個別サービス計画に基づき、目標を達成するために必要な指導・助言等の支援を行う。

(8) 事後アセスメント・評価の実施

従事者は、サービス終了時に事後アセスメントを行い、目標の達成度、居宅生活における生活機能の変化等の評価を行い、地域包括支援センターへ報告するとともに、評価結果を踏まえ、その後の支援方針について地域包括支援センター等と連携して検討を行う。

8 委託料

1回あたりの委託料は、8,760円から利用者負担額を除いた額とする。

9 利用者負担

受託者は、1回あたりの料金につき負担割合に応じた額を徴収するものとする。

10 実績報告書等の提出

(1) 受託者は、短期集中型の実施を行った月の翌月10日まで（ただし、3月分については3月31日の日付を記入する）に、短期集中型（訪問型サービスC）実績報告書（様式3）を委託者に提出し、審査を受けるものとする。

(2) 委託者が前項の審査を実施し、内容が適正であると承認した場合は、受託者は、委託者に対し委託料を請求することができる。

(3) 委託者は、前項の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

1.1 その他の留意事項

(1) 受託者は、本仕様書のほか、業務の実施に当たり、法令、山陽小野田市総合事業実施規則、山陽小野田市短期集中型(訪問型サービスC)実施要綱その他の規程を遵守すること。

(2) 受託者は、短期集中型の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

(3) 短期集中型の実施に当たっては、「山陽小野田市短期集中型(訪問型サービスC)実施マニュアル」に則るとともに、一定の期間内に集中的にサービスを行うことで、生活機能の向上と目標の達成を目指すこと。

(4) サービス担当者会議などで、地域包括支援センター等や他のサービス提供事業者とケアプランの目標等を共有し、目標に即した効果的なサービスを提供すること。

(5) 従事者は、短期集中型の実施中はその職務に専念すること。

(6) 従事者は、身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すること。

(7) 必要に応じて他の専門職等と連携し、助言・指導内容の共有を図り、居宅生活における自立支援の効果を高めること。

(8) 地域包括支援センター等への報告内容から、短期集中型の実施による機能改善効果が低いと認められる場合は、実施内容の変更を求める場合がある。

(9) 感染症予防に留意のうえ事業を実施すること。

1.2 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して、これを定めることとする。